

審 査 基 準

C - b - 5

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名：自動車 _の 保管場所 _の 確保等 _に 関する法律
根 拠 条 項：第 13 条第 4 項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車 _が 運送事業用自動車 _で なくな _{った} 場合 _の 保管場所標章 _の 再交付
原権者(委任先)：警察署長
法 令 の 定 め：自動車 _の 保管場所 _の 確保等 _に 関する法律第 6 条第 3 項 (保管場所標章) 自動車 _の 保管場所 _の 確保等 _に 関する法律施行規則第 8 条 (保管場所標章 _の 交付 _の 手続)
審 査 基 準：「法令 _の 定め」 _に 尽く _さ れて _い る。
標 準 処 理 期 間：1 日 (行政庁 _の 休日 _は 含ま _な い。)
申 請 先：保管場所 _の 位置 _を 管轄 _す る警察署 _の 交通課
問 い 合 わ せ 先： <ul style="list-style-type: none">・ 保管場所_の位置_を管轄_する警察署_の交通課・ 愛知県警察本部交通規制課道路使用係 電話 (052) 951-1611 内線 5198
備 考：